

項目名	重点番号19：省エネ法における電力ピーク対策の積極評価
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 工場等のエネルギー対策において、エネルギー使用量の原単位改善に加え、太陽光発電やコジェネレーション、自家発電等の分散型電源、蓄電池等によるピークの平準化を総合的に評価できる体系とする。ピークシフトの目標を設定し、その目標を達成すれば、エネルギー使用量の原単位改善目標を緩和できることとすることについて検討する。</p> <p>【検討の対象】 対象：省エネ法 検討の場：経済産業省 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策」掲載項目 ・ エネルギー・環境会議「革新的エネルギー・環境戦略に向けた中間的な整理」掲載項目 ・ 23 年中に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。法的対応が必要な場合には次期通常国会で提出。 	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>中長期的にも電力需要のピークカットへの対応が不可欠であるため、総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会において、従来の省エネ施策を見直しに着手。①工場等、輸送等の各分野においてピーク時の電力需要の抑制を促すとともに、②住宅・建築物の省エネ性能の一層の向上を図る仕組みについて検討を行い、省エネ法の改正案の次期通常国会提出を検討する。</p>	
スケジュール等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー部会を平成23年11月7日（月）に開催。 ・ 来年の1，2月頃にとりまとめを行う予定。 	

項目名	重点番号20：需要側の電力ピーク対策における供給事業者側の協力
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 需要側において電力ピーク対策を実施するためには、エネルギー情報を把握するエネルギー供給事業者からの協力が必要不可欠である。そのため、個々の需要家に対するエネルギー情報の提供、スマートメーターの導入等から構成される協力計画の策定・公表を義務づけることについて検討する。</p> <p>【検討の対象】 対象：省エネ法 検討の場：経済産業省 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策」掲載項目 ・ エネルギー・環境会議「革新的エネルギー・環境戦略に向けた中間的な整理」掲載項目 ・ 23 年中に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。法的対応が必要な場合には次期通常国会で提出。 	
検討状況	
<p>① 検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>中長期的にも電力需要のピークカットへの対応が不可欠であるため、総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会において、従来の省エネ施策を見直し。需要側における省エネ・ピーク対策を円滑に進めるため、電気事業者による、需要カーブの情報提供やスマートメーターの導入加速化等の措置の在り方について、幅広く検討する。</p>	
スケジュール等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー部会を平成23年11月7日（月）に開催。 ・ 来年の1，2月頃にとりまとめを行う予定。 	

項目名	重点番号 21 : リチウムイオン電池の取扱い規制の見直し
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】</p> <p>リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。</p> <p>【検討の対象】</p> <p>対 象 : 消防法 検討の場 : 総務省 検討会</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 23 年 7 月の閣議決定事項の前倒し。・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目・ 23 年中に結論、速やかに措置。	
検討状況	
①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み	
「リチウムイオン電池に係る危険物施設の安全対策のあり方に関する検討会」において、リチウムイオン電池を大量に貯蔵又は取り扱う施設の防火上必要な安全対策について、実証実験結果を踏まえた検討を行い、12 月 5 日に結論を得たところ。	
スケジュール等	
検討会において得た結論に基づき、消防法令の改正等に着手している。	

項目名	重点番号 22 : リチウムイオン電池の非常用電源としての使用解禁
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】</p> <p>リチウムイオン電池を消防法上の非常用電源の蓄電池設備として活用できるよう、所要の規程を整備する。</p> <p>【検討の対象】</p> <p>対 象：消防法 検討の場：総務省</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 現在、リチウムイオン電池を非常用電源の蓄電池設備として用いる場合に必要とされる安全対策について検討中。・ 年内に結論を得た上で、消防法施行規則に基づく消防庁告示を改正する予定。	
検討状況	
①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み	
リチウムイオン電池を非常用電源の蓄電池設備として用いる場合に必要とされる安全対策について引き続き検討中。	
スケジュール等	
年内に結論を得た上で、関係機関と調整の上、平成 23 年度中に消防法施行規則に基づく消防庁告示を改正する。	

項目名	重点番号23：住宅・建築物の省エネ基準の見直し
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】</p> <p>現行の住宅・建築物の省エネ基準について、外壁・窓等の断熱性能に加え、照明・空調・給湯器等の高効率化、太陽光発電等の創エネについても総合的に評価する方向で見直しを行う。また、建築物について、現行の基準適合率等も踏まえつつ、省エネ基準を強化する。</p> <p>【検討の対象】</p> <p>対象：省エネ法等</p> <p>検討の場：国土交通省・経済産業省合同によるWG等</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22年6月の閣議決定において、建築物について、24年度の施行に向けて、23年度中に建築物全体でのエネルギー消費量を総合化した新基準を策定すること、住宅について、住戸全体のエネルギー消費の基準を検討することとされている。 ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目 ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・ 建築物については24年度中に施行。 ・ 住宅については24年度以降できる限り早期に施行。 	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>住宅・建築物の基準は、一次エネルギー消費量で総合的に評価する基準とすべく国土交通省と経済産業省において見直しを行っているところ。その際、建築物の基準値について、現行基準をより強化したものとすることを検討している。</p>	
スケジュール等	
<p>今後、審議会等において審議を行い、新基準を策定する予定。低炭素まちづくり促進法（仮称）における認定制度との整合性も踏まえつつ、建築物については24年度中、住宅については24年度以降できる限り早期に施行すべく、検討を進めているところ。</p>	

項目名	重点番号24：住宅・建築物のラベリング制度の充実
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 住宅・建築物の省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図り、「見える化」を促進する。</p> <p>【検討の対象】 対 象：省エネ法等 検討の場：国土交通省・経済産業省合同によるWG等</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 22年6月、23年3月の閣議決定において、省エネ性能の「見える化」を促進することとされている。 ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・ 23年度中に検討開始。 	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p> <p>次期通常国会への提出を検討している低炭素まちづくり促進法（仮称）において、省エネルギー建築物（仮称）の認定制度を検討中。</p> <p>具体的には、将来には全ての新築住宅・建築物が達成すべき水準を想定した誘導基準に適合する住宅・建築物に税制等の優遇措置を認める認定制度、及び認定を受けた住宅・建築物へのラベリング等を検討中。</p>	
スケジュール等	
次期通常国会に低炭素まちづくり促進法（仮称）を提出予定。	

項目名	重点番号25：住宅・建築物の省エネ基準適合の段階的義務化
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合義務化を実現するため、義務化の対象、時期、必要な支援策などについて、関係省庁が連携しながら検討を行う。</p> <p>【検討の対象】 対象：省エネ法等 検討の場：国土交通省・経済産業省合同によるWG等</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー・環境会議「当面のエネルギー需給安定策工程表」掲載項目 ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 	
検討状況	
<p>①検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>次期通常国会での省エネ法改正にあわせ、2020年までの具体的な工程（義務化の対象、時期、水準）を明確にするべく、「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」における検討内容も踏まえつつ、必要な検討を関係省庁にて進めているところ。</p> <p>また、将来には全ての新築住宅・建築物が達成すべき水準を想定した誘導基準に適合する住宅・建築物に税制等の優遇措置を認める認定制度及び認定を受けた住宅・建築物へのラベリングも合わせて検討中。</p>	
スケジュール等	
<p>次期通常国会に提出予定の省エネ法改正及び低炭素まちづくり促進法(仮称)にあわせ、一体的に検討を進める。</p>	

項目名	重点番号 26：熱エネルギーの活用のための制度整備
アクションプランの記述	
<p>【改革の方向性】 熱エネルギーの有効利用を進めるため、熱供給の柔軟な運用、河川熱や下水熱等の利用、熱導管の整備に関する規制緩和等を検討する。その際、まちづくりと一体となってエネルギーインフラの整備を検討することの重要性にかんがみ、まちづくり政策とエネルギー政策の縦割りを打破するような省庁横断的な新たな枠組みについて検討を行う。</p> <p>【検討の対象】 対 象：熱供給事業法の特例措置、河川水熱利用に係る通達の改正、標準下水道条例改正・ガイドライン策定など 検討の場：経済産業省 総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会、国土交通省 社会資本整備審議会</p> <p>【結論を得る時期等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 23 年 4 月の閣議決定において、下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールを整備することとされている。 ・ エネルギー・環境会議「エネルギー需給安定関連の規制・制度改革リスト」掲載項目 ・ 23 年中に検討を開始し、結論を得られたものから逐次措置。 	
検討状況	
<p style="text-align: center;">① 検討未着手 ②省内で検討中 ③公の場で検討開始 ④結論公表 ⑤措置済み</p>	
<p>本年 5 月に、経済産業省は、国土交通省、環境省、自治体、事業者の参画の下、「まちづくりと一体となった熱エネルギーの有効利用に関する研究会」を設置し、同 8 月、地区・街区レベルにおける熱の有効利用について、国が事業計画を認定して特例的な措置を講じる枠組みや、ガイドラインの策定について検討すること等を提言。</p> <p>同提言を踏まえ、現在、河川水の熱利用のための水利使用許可手続における審査方法等に関する通達の改正を検討している。</p> <p>また、同提言及び「官民連携による下水道資源有効利用促進制度検討委員会」の提言を踏まえ、下水熱の利用に係る標準下水道条例改正及びガイドライン策定作業について、現在民間事業者や地方公共団体と調整を進めている。</p>	
スケジュール等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川水熱利用に係る通達の見直しについては、平成 23 年度中に検討し、結論を得る。 ・ 下水熱の利用に係る標準下水道条例の改正及びガイドラインの策定は、平成 23 年度中に行う。 ・ 研究会の中間とりまとめでのその他の論点・取組の方向性についても具体化に向けて検討中。 	